

事業者等に対するアンケート調査・ヒアリングのテーマ別分類

資料3

| 分野 | 規制改革の意義 | アンケート・ヒアリングにおける提案 | 提案者 | 件数 |
|--------------|---|---|-------------------------------|----|
| 医療・薬事 | ・医療分野はニーズが高いため、ニーズに応える点から既存の規制範囲について、選択しの拡大、認可期間短縮等を図るべき。 | 医薬品や医療機器の範囲について、有資格者等より管理を必要とする規定が厳しすぎるため、緩和すべき。 ・医薬品や認可について、関する期間が長い ・医師派遣に関する選択肢 ・法定健康診断の種類が限定され、健診の実効性が不十分 | ・行政書士 ・医療コンサル ・中小企業コンサル | 6 |
| 環境・エネルギー | ・再生可能エネルギーの利用活性化による成長 | ・太陽光発電の実施場所の土地利用規制 ・小水力発電の実施場所の河川等の規制 ・バイオマス発電を可能とする業や土地利用規制緩和 | 再生エネルギー事業者 経済団体 アンケート | 16 |
| 観光・エンタテインメント | 業の活動・時間規制や、活動のための建築・消防等関連規制を緩和することにより観光・エンタテインメントがより魅力あるものとなる | ・エンターテインメント業の営業時間及び規制対象が厳しい。 ・観光資源である文化施設の開放 ・クルーズ船の運航規制緩和 ・エンターテインメントを魅力あるものとするための消防、衛生規制の緩和 | 施設事業者 行政書士 経済団体 | 21 |
| 起業・開業 | ・企業・開業するための規制はできるだけ小さくすべき。 | ・外国人の投資最低基準の引き下げ ・起業に関する税コスト低減 ・個人が起業しやすくする環境整備 | 中小企業コンサル 診断士 | 3 |
| 建築・土地利用 | ・安全面での老朽建築物の建て替え促進 ・人口減少、防災、地域福祉などの社会ニーズに応じた土地利用の柔軟性の要請 | 既存不適格建築物の建て替え促進のインセンティブ ・防災や地域における福祉のための施設立地における土地利用緩和 ・既存規定の存在理由が希薄である。 ・建築物の消防に関する規定の重複、緩和 ・手続き書類や、許認可手続きの簡素化 | 建設コンサル マンション建設事業者 アンケート | 26 |
| 公物利用・自治体 | 道路・河川等の公物や、公営企業の民間開放の条件をととのえる。 | ・道路・河川等の公物の民間利用規制緩和 ・公営企業等の民営化、形態変更を可能とする | 有識者 アンケート | 6 |
| 雇用労働 | 雇用の流動性を促進するための雇用形態の多様化、各種労働規制の自由化 | ・派遣業対象業種の拡大 ・有期雇用契約の拡大、ホワイトカラーエグゼンプションの導入 ・高卒生の職業募集の自由化 ・ハローワーク情報の民間提供 | 経済団体 人材派遣事業者 | 13 |
| 情報 | ・今日きわめて多くのビッグデータがあり、これらを有効利用すべき | ・ビッグデータ活用のための個人情報の取り扱い | 学識経験者 | 1 |
| 福祉 | ・今日きわめてニーズの高い保育所、介護などの施設の設置基準を緩和し、参入しやすくする。 | 保育所の面積基準の緩和 ・介護事業者の参入促進 | ビジネスコンサル 行政書士 | 4 |
| 教育 | 成長のための教育機関立地 | 都市部における大学設置規準緩和 | 有識者 | 1 |
| その他業種 | 時代にあった業の規定と、参入促進 | ・建設業における対象事業の小口化に伴う、分類 ・農業法人以外の土地取得規制 ・参入促進を阻害する規定緩和 | 行政書士 事業者アンケート | 6 |

医療・薬事

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|-----------------------|---|---|--|---|-----------------------------|--------|----------|-------|-------|-------------|---|
| 31 | 医療・薬事 | 管理医療機器の種類及び管理者の資格 | 高度管理医療機器又は管理医療機器の品質管理及び製造販売後安全管理制度について管理者の必置義務があるが疑問。 ・管理医療機器のクラス区分が妥当か？⇒電子式血圧計、家庭用マッサージ器などは管理医療機器にあたるのか。 ・管理者は、施行規則では、大学で理系の専門課程修了、又は高校卒業後、業務に3年以上従事した者とされ、ハードルが高い。 また、運用の問題として、「業務に3年以上」などの証明(前歴の企業の職歴証明)を求める場合、厚労省では、一義的に「代表取締役の印鑑」の捺印を求めている。大企業の場合、一社員が会社に対しその様なことを求めることは、事実上不可能で、人事部長の証明などの弾力的な運用を願いたい。 | ・電子式血圧計や、家庭用マッサージなどの機器クラス区分の見直し ・管理者資格の緩和 ・前歴の企業の職歴証明を求める場合の運用の改善 | 管理医療機器のクラス分類 薬事法第2条第6項、薬事法第2条第5項から第7項に基づく厚生労働省告示 管理者の資格 薬事法施行規則第162条、175条 | ○ | | | | | | | |
| 52 | 医療・薬事 | 医療機器認可期間の長さ | ・医療機器の認可を取れる期間は、日本よりアメリカやスウェーデンのほうがずっと早い。日本では6年はかかる。アメリカ等で認可され、せつかく取り扱う権利を得ても、日本で扱うにはゼロからの手続きとなる。 ・認証機関への働きかけを行うより、認証機関への発言力を持つ人にアプローチするほうが効果的。医師に認められ、医師が使いたがるのが、認証が最も早く進むパターン。 | 認可期間の短縮 | ○薬事法 | ○ | | | | | | | 医療機器の承認は独立行政法人医薬品医療機器総合機構等で承認 |
| 53 | 医療・薬事 | 医薬品対象品目について消毒液のついたガーゼ | ・消毒液のついたガーゼというのはほとんど消耗品のようなものであるが、医薬品扱い。薬事法上の管理を求められ、薬剤師が管理しなければならない。このように、素人目にも消耗品と思われるものが医薬品と扱われている。 ・消耗品に近いと思われるものについて、管理の方法を守るためにコストがかかっており、そのコストが他に転嫁されていることは間違いない。医薬品の指定(国が実施)のやり方にも課題がある可能性もあるのではないか。 | ・消耗品と思われるものについては、その内容に応じて医薬品の扱いを緩和すること。 | ○薬事法 | ○消耗品であっても、医薬品に該当する消毒薬を染み込ませたガーゼについては医薬品として取り扱う。 | | | | ○ | | | ・医薬部外品に該当する消毒薬のついたガーゼであれば、医薬部外品扱いになります。 |
| 96 | 医療・薬事 | 医師派遣における府県医療協議会の協議の削除 | ・医師派遣については、都道府県が医療対策協議会の協議を経て必要と認められたもののみ認められている。厚労省では派遣業として認めているのに、府医療対策課では審議会さえも開いてもらえなかった。他県では協議会により認められた派遣例がある。 | 医療審議会の要件は必要か？審議会での意見を求めるべきではないか | ○労働者派遣法第4条第1項第3号(同施行令第2条第1項、同施行規則第1条第1号) ・医療法第30条の12第1項 | | ○大阪府附属機関条例第2条(大阪府医療対策協議会設置) | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|-----|-------|--|---|---|-------------------|------------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
| 99 | 医療・薬事 | 法定企業健診において、胸部X線の代わりに、胸部CTを行うことを認めていただきたい | <ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線では、肺がんの早期発見は難しい。これは業界として常識になりつつある。そのため、当病院では、胸部CTの方を推奨している。 ・しかしながら、法定企業健診では、未だに「胸部X線」が必須。胸部X線よりレベルの高い胸部CTを行っても、胸部X線の代わりにならない(胸部X線も別途撮る必要あり) ・当然、費用はかさむのでそこはオプションでの自己負担でよいと思うが、そもそも代わりにならないのは、時代遅れではないのか | 法定企業健診において、胸部X線の代わりに、胸部CTを行うことを認めていただきたい。 | ○労働安全衛生法、同規則 第43条 | | | | | | | | |
| 171 | 医療・薬事 | 製品変更に伴う審査見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機器の製品改良にあたっては、品質・安全性が当初と異なるものであっても審査を行う | 品質・安全性が当初と異なるもの以外は簡易なものとすること | | OPMDAの審査基準 | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|

環境・エネルギー

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|----------|-----------------------------------|--|---|--|--|--------------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
| 71 | 環境・エネルギー | 農地での太陽光発電 | 農地における太陽光発電を所有者はぜひやりたいという申し出があったが、都道府県の農地担当部に確認すると、農地転換は難しく、手続に膨大な時間がかかる。 | 農地法の規制緩和 | ○農地法第4条、第5条、同法施行令、同法施行規則 | ○農地法関係事務に係る処理基準について 等 | | | | | | | |
| 73 | 環境・エネルギー | マイクロ水力発電の規制緩和 | マイクロ水力発電の河川(一級河川(淀川等)、二級河川、準用河川)への設置では、以下の河川法の手続きが必要となるが、100年洪水への対応、利水者や河川環境への影響及び河川利用者の安全確保等に配慮する必要がある、認可を受けることは難しいと思われる。 河川法:流水の占用の許可、土地の占用の許可、工作物の新築等の許可、河川保全区域の行為の制限 | 河川法の規制緩和 | ○河川法 | ○小水力発電に係る河川法の許可手続きの簡素化について(平成25年3月27日付国水調第35号国水流第6号) | | | | | | | |
| 74 | 環境・エネルギー | マイクロ水力発電の流水占用料の減免 | | ○大阪府は、条例に基づいて、河川法23条及び24条の許可者から流水占用料を徴収することになっている。 ○ただし、国の直轄事業や公共性の高い事業(道路、鉄道等)の場合は、流水使用料を減免できる。 | マイクロ水力発電は、規模が小さく売電収入も多くないことから、流水使用料の減免対象に、分散型電源となる小水力発電施設も追加してほしい。 | | ○大阪府流水占用料等条例 | | | | | | |
| 75 | 環境・エネルギー | 下水汚泥の活用によるバイオガス抽出の許容流出負荷量の目標値との整合 | ・府県は、水質環境基準の類型指定水域(大阪湾、COD・T-P・T-N)において、下水道法第2条の2に基づいて、「流域別下水道整備総合計画」を策定する必要があり、大阪湾では、「府県別許容流出負荷量の目標値」や「下水処理場の整備目標」を定めている。 ・下水汚泥の消化発酵を行うと、消化後の脱水時に下水汚泥から発生する脱離水により、放流水質に悪影響を及ぼす場合がある。 | 下水処理は、これまで、いかに水をきれいにするかに注力してきたが、東日本大震災以降、再生可能エネルギーをはじめとした地域分散型のエネルギー供給体制を整備することも合わせて検討してほしい。 | ○下水道法第2条の2 | | | | | | | | |
| 76 | 環境・エネルギー | バイオガスにおける廃掃法の中間処理許可 | ・周辺地域から出る未利用バイオマス(家庭ごみ、事業系バイオマス等)を受け入れるには、廃掃法の中間処理の許可が必要となる。 | バイオガスの再生利用目的の場合は、手続きを緩和できないか | ○廃棄物処理法7条、14条 | | | | | | | | |
| 77 | 環境・エネルギー | 都市計画事業の見直し・認可 | バイオマス(家庭ごみ等)受入施設を設置する場合、下水処理事業と異なるため、都市計画法第59条に基づく都市計画事業の見直し・認可が必要となる。 | バイオガスの再生利用目的の場合は、手続きを緩和できないか | ○都市計画法 | | | | | | | | |
| 79 | 環境・エネルギー | 市街化調整区域におけるバイオマス発電設置の緩和 | 市外化調整区域に設置する場合は、都市計画法の開発許可が必要となる。市からは「市街化調整区域の住民に対するメリットが少ない。バイオマス発電は環境影響が生じる」との理由で不可とされた。 | 市街化調整区域における開発許可の緩和 | ○都市計画法9条17項 都市計画法43条 | | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|-----|----------|---|--|--|---|-------------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--|
| 80 | 環境・エネルギー | バイオマス発電 | バイオマス燃料を収集する必要があるが、産廃収集運搬は再委託が禁止されており、関連会社へ職員を派遣して対応している。しかし、派遣法により派遣は3年間に制限されているため、3年を超えると派遣職員を解雇しなければならない。 | 派遣法の緩和 | ○労働者派遣法 | | | | | | | | |
| 81 | 環境・エネルギー | メガソーラー発電施設の固定資産税減免 | ・山間部で事業を行う場合、一部は借地のところもあり、地主からは発電所が変わることで固定資産税が増額になるのではという懸念が出ている。 | | ○地方税法 | | | | | | | | |
| 82 | 環境・エネルギー | 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る手続きの簡素化 電力システム改革の推進 | ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る申請手続き※が煩雑であり、系統電力への接続等に事業者の負担が大きい。 ※①土地決定→②電力会社への確認→③仮の設計・電力会社へ申請→④経産省へID申請→⑤経産省のID発行(買取価格決定)→⑥電力会社へ本申請(②→③に3か月全体で最低19か月必要) | 固定価格買取制度の手続きの簡素化と送配電部門の中立化 | ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 | | | | | | | | 設備認定の手続き、電力会社への申請について、「最低19ヶ月」との情報はなく、一般にはもっと短期間であると思われる。(再エネ特措法の施行から、まだ1年経過していないが、認定実績多数) |
| 83 | 環境・エネルギー | 電気等の計量方法の規制緩和 | 現行の計量法では、課金するためには、計測部および計算部と表示部が一体である必要があり、検定を受けていない計測器で異なる建物や機器の計量・課金を集約して行うことができない。(建物毎に高価な計量器が必要となる。) | 安価な計測部および計算部と表示部が分離した計測器で計量した電力使用量データを集約して課金できるよう、計量法を緩和 | ○計量法 | | | | | | | | |
| 84 | 環境・エネルギー | 一需要場所複数需給契約等を可能とする制度の創設 軌道空間のエネルギーインフラ利用 | 現状では、電気の発送電は関電が独占しており、連系のため過大な機器の負担があり、また託送の条件もあり多様な発電事業者(メガソーラー、下水処理場等)が参加することが困難である。また、鉄道事業者の自営線に鉄道事業者以外のPPS事業者等の電力を託送している事例はない。 | 電力システム改革の断行(小売り自由化、発送電分離) 一需要家多受電 鉄道事業者の自営線の託送利用 | ○電気事業法 | | | | | | | | |
| 98 | 環境・エネルギー | スマートコミュニティの実証実験への支障 | 都市公園法、下水道法で施設・整備面積の制限がかけられている。 | 当該規制緩和をするべき | ○都市公園法、下水道法 | | | | | | | | |
| 183 | 環境・エネルギー | 下水道法と水質汚濁防止法の届出の一元化 | 下水道法の特定施設の届出と、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の届出を ※法令毎に準じた様式では、申請時期や許可についても2度手間になり無駄となる。 | 同じ様式にし、一度の提出とさせてほしい。 | ○下水道法施行規則第8条第2項 下水道法第11条の2 水質汚濁防止法第5条 | | | | | | | | |
| 184 | 環境・エネルギー | 水質汚濁防止法の漏えい事故発生時の閾値の設定 | ・水質汚濁防止法では有害物質、指定物質及び油による漏えい事故が発生した場合、届出が必要になっているが、閾値が設定されていない | 届出の閾値を設定するべきである | ○水質汚濁法第14条の2 | ○水質汚濁防止法の運用 | | | | | | | |
| 190 | 環境・エネルギー | 草の処理施設の搬入 | 大阪市における草の処理施設への納入運搬は、一般廃棄物処理業者がすることとされている | 産業廃棄物運搬許可でよいのではないか | ○廃棄物処理法第2条 | | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|

観光・エンターテイメント

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--------------|--------------------------|--|--|---|---|--------------------------------------|-----------------|--------|---|--|--|--|
| 27 | 観光・エンターテイメント | 風営法許可における建築基準法、消防法上の現場検査 | 府警では大阪府及び市との取り決めで、3階以上及び地下に風営店舗を設置する場合には、建築基準法上、消防法上の問題(構造上、避難路など)がないか、各行政庁の検査を受けることが必要となっている。許可権者は府公安委員会であるが、これでOKをもらわないと出店できない可能性がある。(他県にはほとんど無い取り扱いである) | ・手続きは不要とするか、あるいは建築基準法上あるいは消防法上必要ならば府条例等に盛り込むべき。 | | ○風俗営業行政における建築及び消防関係の行政庁との連携について(平成13年11月12日 警察庁丁生環発第233号) 平成13年11月12日付け消防予第393号 消防庁予防課長通知の運用 | | | | | | 風俗営業関係防火対象物の防火安全性の確保強化に係る事務処理要領について | ・建築基準法上、消防法上の問題に関し、「各行政庁の検査でOKをもらわないと出店できない可能性がある。」とあるが、これについては事実誤認である。 ・警察庁通達に基づき、建築及び消防関係の調査並びに調査結果に対する回答を求めているが、あくまで行政指導であり、許可の要件ではない。 |
| 28 | 観光・エンターテイメント | 大阪府風営法施行条例規則と建築基準法の不整合 | ・大阪府風営法施行条例では第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の一部で府公安委員会規則で定める地域は特例となっている。しかしながら、建築基準法の用途地域では第1種住居地域、第2種住居地域は業種により不可とされている。条例(規則)と法律が不整合。 規則上ではOKなのが、建築基準法上はダメ。 | 整合性をとるべき。 | ○風営法 第4条第2項第2号 ○風営法施行令 第6条 ○都市計画法、建築基準法別表第2 | | ○風営法施行条例 第2条 ○風営法施行条例施行規則 第2条 | | | | | | |
| 29 | 観光・エンターテイメント | 風営法、施行条例の営業時間 | 法律上は、営業時間は午前0時まで。キタ・ミナミの一部の地域のみ条例で1時までとされている。 | 客の方も、店のほうも、さらに国際都市としてナイトライフを楽しみたい魅力ある都市づくりからはもっと規制緩和すべき。 | ○風営法 第13条 ○風営法施行令 第7条の2 | | ○風営法施行条例 第4条、第5条 ○風営法施行条例施行規則 第5条 | | | | | | ・風営法上、風俗営業以外の営業(飲食店営業等)については営業時間の制限はない。 |
| 117 | 観光・エンターテイメント | 少量危険物の貯蔵届出 | ・発電車等を使用する場合、その都度届出が必要となる。 | ・年間で届出を行い、毎月精算などの手続きにするなど、包括届にできないのか。(車輛や機器の燃料タンク容量で届出) | 消防法第9条の4 | | — | ○市火災予防条例第60条第1項 | 各市町村条例 | — | | ○指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについて届出を行う者は、当該行為を開始する日の7日前までに、貯蔵又は取扱いを廃止した場合は遅滞なく、大阪市火災予防条例施行規則第14号様式による届出書2通を、所轄消防署長に提出しなければならない。 | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|-----|--------------|----------------------------------|--|---|--|-----------------------------------|---------------------------|----------------------|----------|---|--|---|--------------|
| 116 | 観光・エンターテイメント | 裸火、喫煙、危険物の持ち込み許可及び煙火打上げ、仕掛けの届出など | ・花火等を使用する際には、その都度、3か所に届出をする必要がある (本局:火薬類消費許可申請、消防署(予防):裸火、喫煙、危険物の持ち込み許可申請、消防署(警防)…煙火打上げ、仕掛け届出書) ・上記の申請量に対し、そのとおりに行わないと指摘を受けることになる。(量が多い場合だけでなく、少ない場合でも指摘対象。使用しなかったものは、別日程等での使用は認められず、全て廃棄する必要が生じるため、コスト増につながる) | ①各行政機関への手続きを、一本化・簡素化できないのか。 ②使用しなかった火薬については、別途申請等を行うことにより、廃棄ではなく、使用できるようにできないのか。 | ①・消防法、消防法施行令第5条～5条の5 ・火薬取締法第25条第1項 ②・火薬取締法第22条 ・火薬類取締法第51条第3項 | | ①市火災予防条例第24・58条、同施行規則4・7条 | 各市町村条例 ②各市町村条例 | — | ①市火災予防条例第24条の申請及び同第58条の届出は所轄消防署長あてに行う。 ・火薬類取締法第25条第1項の規定による許可申請は、本局規制課へ提出する。 | | ②火薬類取締法の規定上、未使用の煙火については、必ずしも廃棄する必要があるため、異常等がなければその後も使用可能である。ただし、消費場所に残置せず、火薬庫等に貯蔵するなどの措置が必要となります。 | |
| 118 | 観光・エンターテイメント | 乾燥設備の設置届 | ・容量の規定がなく、家庭用の容量が少ない乾燥機器を使用する場合であっても、業務で使用するのであれば、全て届出(使用や設置場所の届出)が必要。 | ・一定の数値基準の規定を設ける。 | ○消防法、消防法施行令第5条～5条の5 | | — | ○市火災予防条例第57条、同施行規則6条 | 各市町村条例 | — | ○個人の住居に設けるもの以外は届出が必要である。 | | |
| 119 | 観光・エンターテイメント | 厨房設備設置の届出 | ・最近の設備は総じてワット数が大きくなり、性能が上がっているにも関わらず、規制値が以前そのまま変更されていない。 | ・規制値の変更(350kw⇒500kw) | ○消防法施行令第5条～5条の5 | | — | ○市火災予防条例第57条、同施行規則6条 | 各市町村条例 | — | ○1の厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350kw以上となる場合は届出が必要である。 | ○各市町村の運用による | |
| 125 | 観光・エンターテイメント | 建物の軒下利用 | ・建物の軒下などで用途発生しても、利用ができない。 | ・屋外の軒下で用途が発生した場合、床面積や建築面積参入の除外 | ○建築基準法(6条) | ○建築基準法の告示・通達(床面積の算定方法について) | | | | ○大阪府内建築行政連絡協議会 | ○大阪府内建築行政連絡協議会 | ○大阪府内建築行政連絡協議会 | |
| 128 | 観光・エンターテイメント | 電気用品のPSEマーク | ・国内製よりも機能性に優れている外国製の機器を使用したくとも、PSEマークを取得していなければ使用できない。 | ・PSEマークの基準に準拠している海外規格であれば、使用できるように緩和 | ○電気用品安全法(1条) | ○電気用品安全法に関する解釈・ツーリストモデルに対する例外承認制度 | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|-----|--------------|----------------------|--|---|-----------------------------------|---|--------------------------------------|--------|----------|-------|-------|------------------------------|---|
| 30 | 観光・エンターテイメント | ダンスクラブの規制 | ダンス・クラブは、風営法で「ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」を定めており、午前0時以降の営業規制等があり。大阪においてはこれらを厳格に解した摘発が相次いでいる。店内に設備を設けて客にダンスをさせ、かつ飲食を提供するクラブは、風営法が定める三号規定に該当し、公安委員会に届け出て営業の許可が必要。許可を得ると、午前0時以降(繁華街などは午前1時以降)は営業できない。 ・風営法が定める“ダンス”は、ワルツやタンゴ、タップダンス、ジャズダンス、盆踊りなど、すべてが該当する可能性があるが、今般警察庁は飲食を伴わない4号営業に関しては社交ダンスの様に男女がペアとなって踊るダンスを規制の対象とし、ヒップホップや盆踊りなど男女がペアと通常ならない様なダンスに関しては直ちに規制の対象とならない。但し、著しく狭い場所で大人数が踊る場合は男女間の享乐的雰囲気や過度になる可能性もあるので規制の対象となるとされている。飲食を伴う3号営業に関しては男女がペアとなるダンス以外も原則として規制の対象になるとされている。許可を取るためには、客室の床面積が66㎡以上あり、かつダンスをさせる部分とその面積の5分の1以上あることが必要であり、許可を得ても深夜のダンスは禁止。 | 「ダンス規制」である風営法第2条第1項第1号、同第3号、同第4号を削除するべき | ○風営法 第2条第1項第1号、同第3号、同第4号 | ○客にダンスをさせる営業に係る質疑応答について(平成24年12月17日 警察庁 丁保発第188号) | ○風営法施行条例 第4条、第5条 ○風営法施行条例施行規則 第5条 | | | | | | ・無許可のクラブ営業による深夜・早朝の騒音問題や喧嘩等が多発するとともに、地元町会からの強い取締要望を受け、立入りにより指導警告を実施したにもかかわらず、これに従わない店舗について摘発を行っている。 |
| 120 | 観光・エンターテイメント | 消防用設備の法定点検 | ・火災報知機の一時停止が認められないことにより、演出上のスモークで報知機の警報が作動し、観覧者に誤解を与えるほか、演出が困難。(映画館での非常誘導灯は緩和されている。) | ・安全性を担保するために人を配置させた場合は、報知機の一時的停止を認めてもらいたい。 | ○消防法、消防法施行令第21条、消防法施行規則第23条及び第24条 | | — | | | — | | ○自動火災報知設備の地区音響装置の一時停止を認めていない | |
| 122 | 観光・エンターテイメント | 風俗営業法の適用 | ・レジャー・アミューズメント施設として、ディスコやダンス等のイベントやカーニバルゲームを行う際に、適用対象とされている。 | ・適用対象を、法設置の趣旨と照らし合わせ、精査してもらいたい。 | ○風営法 第2条第1項第3号 | | | | | | | | ・本「支障事例」に記載されている内容だけでは、その営業が風営法の規制対象となっているかどうかは判断できない。 |
| 123 | 観光・エンターテイメント | 大規模小売店舗における駐車場附置義務など | ・駐車場の必要設置台数を超える場合であっても、届出が必要とされる。 ・店舗面積が申請から10%以上変更すれば、届出が必要となる。 | ・台数を上回る分については、届出不要と考える。 ・業種により、他施設を圧迫するものではないので、届出対象を柔軟にすべきではないか。(10%以上⇒15%以上) | ○大規模小売店舗立地法、同法施行令、同法施行規則 | ○大規模小売店舗立地法の解説 | | | | | | ○市大規模小売店舗立地法運用手続要綱 | |
| 126 | 観光・エンターテイメント | 船舶の航行許可など | ・特定水面の許可を得ていても、船を変更する場合や操縦する人員を変える場合はその都度申請が必要。 | ・船の装飾を変える程度であれば、申請は必要ないのではないか。 | ○船舶安全法・船舶職員法 | | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|-----|--------------|--------------------|--|---|--|---------------------------------------|------------|------------------|----------|-------|-------------------|-------------|----------------------------|
| 129 | 観光・エンターテイメント | 酒類販売の取扱い・食品の屋外販売など | ・酒類の販売は決められたところでしかできないなか、アミューズメント施設は敷地全体ではなく、敷地内の店舗ごとに認められる現状となっている。(一方、野球場では、敷地内の店舗ではなく、売り子なども含め、球場敷地全体で認められている。)・アミューズメント施設での屋外での食品等の販売は、一般的な露店とは違い、給排水や電気設備等も整えているが、露店と同様の扱いとなり、販売できる内容が非常に制限される。 | ・アミューズメント施設についても、野球場等と同様に、同一営業敷地を一つの営業施設と捉えてもらいたい。 ・露店販売についての法規制が、戦後に施行され大きな見直しが行われていないので、現状を踏まえた基準等にすべきである。 | ○酒税法・食品衛生法 | ○酒類の販売業免許の申請 | | ○市食品衛生法施行条例、施行規則 | | | ○大阪市露店による食品営業取扱要綱 | | |
| 132 | 観光・エンターテイメント | 町屋等での宿泊行為 | 町屋は旅館業ではなく、認可がとれなくなっている。そのため、ショートステイのようにその都度賃貸借契約を結ばなければならない。また、WEBのホテル予約システムのリストや旅行会社で扱ってもらえず、予約も取れないため、日本の観光に対してマイナスとなっている。 | 町屋での旅館業を認可できるようにすべき。 | ○旅館業法 | ※構造改革特区内での一部緩和あり | ○府旅館業法施行条例 | ○市旅館業法施行条例 | | | | | 【市】町家＝旅館業ではないということではありません。 |
| 173 | 観光・エンターテイメント | 大阪城(国の特別史跡)の現状変更 | ・同エリアに大規模な土産店や商業施設については現在のところ文化庁長官の許可が得られない。 | 大規模な土産店や商業施設について、許可対象とすること | ○文化財保護法第125条により文化庁長官の現状変更許可を受けなければならない | ○現状では、事例のような現状変更については許可されない。 | | | | | | | |
| 174 | 観光・エンターテイメント | ・船舶航行の水先案内人の乗船義務緩和 | ・一定海域を一定基準以上の船舶が航行するには水先法により水先案内人の乗船義務がある。費用が高額であり、外国客船が瀬戸内海航行を避ける | 安全性に配慮しつつ総数の引上げもあわせて検討すること。 | ○水先法により一定基準以上(瀬戸内海では1万総t以上)の船舶に対し水先案内人※の乗船が義務づけられている | | | | | | | | |
| 175 | 観光・エンターテイメント | ・夜間航行規制 | ・夜間航行規制についての規制緩和 | 安全性に配慮しつつ夜間航行も可能にする | | ○海上交通安全法第23条、同法施行規則第15条に基づく巨大船等に対する指示 | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|-----|--------------|---------------------|--|--|------------------------------------|---------------------------|-------------------|-------------------|----------|-------|-------|-------------|--|
| 121 | 観光・エンターテイメント | 施設における空気環境測定等 | ・衛生環境を良好に保つために届出が必要。特に屋外等においては仮設(5日以上、演台さえあれば仮設の取扱い)でも対象とされる。 ・別法でも、特定建築物(1,000㎡以上)の空気環境測定が求められる。 | ・現在の衛生環境を考えると古い規制とはいえないのか。仮設の取扱いも範囲が広すぎるのではないか。 | ○興行場法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同法施行令) | ○興行場法第2条、第3条関係基準準則(技術的助言) | ○府興行場法施行条例、同法施行細則 | ○市興行場法施行条例、同法施行細則 | | | | | 【市】届出は不要。特定建築物は、3,000㎡以上。建築物衛生法で測定していれば、興行場法で別途測定する必要はありません。 |
| 124 | 観光・エンターテイメント | 防災用などの倉庫や仮設コンテナ等の設置 | ・準防火・防火地域内であれば、防災用や仮設でも倉庫やコンテナを置くだけで、法に基づく届出(建築確認等)が必要。(1㎡以上全て、他にも仮設の水飲み場に屋根と柱があれば対象) | ・防災用であれば、法の適用を除外してもらいたい。 ・準防火・防火地域内の確認申請の規制緩和(10㎡未満は申請不要)。 ・工事用の仮設の事務所は1年未満であれば、確認申請不要であり、同様の制度とすべき。 | 建築基準法(6条第2項) | | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|

起業・開業

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|------------------|--|-----------------------------------|-----------|---|--|--|--|--|--|--|-----------|
| 38 | 起業・開業 | 外国人への投資最低基準 | ・留学生が卒業して、外国人が新規創業を行う際に、投資経営VISAの取得必要となるが、その要件が厳しいものとなっており、スムーズに創業できない状況にある。(1人500万以上の投資が求められる等) | 1人あたりの投資基準を引き下げるべきではないか | | ○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」に関する在留資格認定 | | | | | | | |
| 85 | 起業・開業 | ・株式会社設置の際の免許税が多額 | ・小規模企業については、設立登記の際の登録免許税負担が多額。何のための税金か理解できない。個人は税務署で申告するだけ。会社が設立しやすくなれば、個人が連帯して保証する責任がなくなる | 登録免許税の引き下げ又は仮登記による設立を認め、負担軽減を図ること | ○登録免許税法別表 | | | | | | | | |
| 86 | 起業・開業 | ・個人企業の責任共有制度の創設 | ・小規模企業が個人企業を設立する際、2人か3人で作ろうとすれば誰かが代表になる必要があり当該者が責任を負うことになる。 | パートナー責任を共有するため、連帯責任制度等を設けること | | | | | | | | | ※会社法の適用なし |

教育

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----|----------|---|--|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 140-② | 教育 | 都心への大学設置 | ・現行の設置基準(文科省告示)は、大学が単独で設置することを前提として、設置基準の運動場や校地の面積、校舎の面積等を定めている。 ・本設置基準はそれぞれの大学の単独設置による基準であり、複数の大学が施設を共同設置・管理することを想定していない。 | ・大阪が戦略的に大学を誘致するにあたり、都市である状況に鑑み、複数の大学が、共同で運動場や、講義場所等を設置し利用することを考え、共同設置することを認めるとともに、校地や校舎面積を単に両者の収容定員の合計を当てはめるのではなく、講義場所や校地面積をマイナスすることで検討すべき | 大学設置基準(校地、校舎等の施設設置) | | | | | | | | |
|-------|----|----------|---|--|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|

業種別

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|-----------------------------|---|--|-------------------------|------------------------|--|--|--|--|--|--|---|
| 21 | 建設業 | 建設業の分類が情勢に合っていない | ・建設業法(昭和28年制定)においては業種を法律で28業種に分類しているが、その分類が変わっていない。現在の情勢に合致しておらず、国土交通省によるガイドラインにより、無理やり業種を当てはめている状況。国・都道府県による経営事項審査において、土木工事一式の実績と認められない場合がある(これは一式工事ではない、専門工事だという話)。そうなると工事実績がゼロとなる。業種判断において業者が振り回されている。 | 業種を今の状況に併せて見直すべき。 | ○建設業法2条、その他 | | | | | | | | |
| 25 | 建設業 | 建設業の役員の経験年数 | ・建設業の経営経験(取締役以上)が5年以上でないと、経営者は新規参入(500万円以上の請負受注)できなくなっている。参入規制といえる。しかし経営者にしなければならない仕事が法律上あるかといえば無い。 ・大企業の子会社では役員が2年で交代する。5年の建設業の役員経験が欠ける恐れが高い。 | ・本規定の削除あるいは、年数の短縮化、講習の受講などの代替措置を作ること | ○建設業法7条、国交省告示第438号 | | | | | | | | |
| 156 | 建設業 | 消費税に伴う住宅建設・売買 | 消費税増税に伴う経過措置の内容が今一つ不明瞭で今後の受注活動に重大な影響を及ぼす懸念あり。 | 消費税に伴う住宅建設・売買に関わる軽減措置の適用。 | ○改正消費税法 | | | | | | | | |
| 159 | 建設業 | 建設業法(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン) | 建設業法(社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)において、元請に指導の役割と責任を分担させているが、本来所轄役所(国、厚生省等)が責任をもって指導、監督すべき。 | 本来所轄役所(国、厚生省等)が責任をもって指導、監督すべき。 | ○建設業法 | ○社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン | | | | | | | |
| 112 | 商業 | 大店法認可の短縮 | 大店立地申請の期間短縮 | 期間の短縮 | ○大規模小売店舗立地法 | ○大規模小売店舗立地法の解説 | | | | | | | 認可、申請ではなく届出手続きであり、申請の期間ではなく法に基づく開店(変更行為)の制限期間である。 |
| 91 | 人材派遣業 | 許認可の財産要件 | 財産要件(純資産2000万円、預金1500万円。預金は純資産に含まれる)が金額が多すぎるのではないか。 | 保険制度や預託制度などの改善を求める | ○労働者派遣法 | ○人材派遣業許可基準 | | | | | | | |
| 140 | 生活環境 | 墓地埋葬法について | ・この法律は陸上での埋葬を前提としており、海上での散骨については想定していない。陸上で許可なく埋葬するとこの法律に触れるが、撒くという行為は想定していない。 法務省・厚生省は「葬送の一環として節度をもって行われるのなら違法ではない」との見解を示しているが、個々の行為についての法律との関係が明らかにされていない。 | 自然葬について、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地からの必要な法改正や、ガイドラインが示されているべきである。国民の今日的ニーズに法律が対応し、疑義なく葬送を行うことができる | ○墓地埋葬法 | | | | | | | | |
| 114 | 農業 | 農地関連 | 農業法人以外の法人の農地取得の緩和 | 農業法人以外の法人の農地取得の緩和 | ○農地法第2条第3項、同法施行令、同法施行規則 | ○農地法関係事務に係る処理基準について | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|

建築・土地利

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|---------|-----------------|--|---|--|------------------------------------|-------------|---------|------------------------------------|---|----|----|--|
| 10 | 建築・土地利用 | 既存不適格の適用の緩和 | 公営住宅のバリアフリー化において、後付エレベーターを付設する場合、半階上がり半階下がりとなるため完全バリアフリーは無理(エレベーターと住宅は別建物)。このため廊下を延長する形(廊下を建物の余力を活用した吊り廊下とする)でエレベーターに接続させようとする、建物の増改築に相当し、建物全体を現基準に適合させることが必要となる。 | ⇒単にエレベーターと接続させるための廊下の付設であれば、既存不適格適合を緩和すべき | | | | | | ○建築基準法 3条(適用の除外) 86条の7(既存の建築物に対する制限の緩和)・建築基準法施行令第137条の該当なしの運用 | 同左 | 同左 | |
| 11 | 建築・土地利用 | 住居地域の用途地域 | 住居専用地域に、住民介護用の事務所を設置しようとする場合認められない | 柔軟な対応によること | ○建築基準法48条1~3条 | | | | | ○建築基準法48条(用途地域)別表第二(用途地域等内の建築物の制限)の判断 | 同左 | 同左 | |
| 46 | 建築・土地利用 | マンションの非常用電源重油の量 | ・建築基準法では、用途地域に応じて危険物の貯蔵量が規定されている。 ・2000リットルを超える貯蔵タンク(地下)は地下タンク貯蔵所として政令の基準を満たす必要あり。 ・自家発電機を24時間稼働したときの燃料消費量が2000リットルを超える自家発電機の設置は、危険物一般取扱所となり、政令基準を満たす必要あり。 ・規制量を守ると40時間程度しかもたない | ・自家発電機にかかる規制については、災害時のみ稼働する非常用発電機に限定して規制緩和を検討すべき | ○建築基準法48条、建築基準法施行令第116条、消防法9条の4、危険物の規制に関する政令 | ○建築基準法施行令第116条、130条の9。危険物の規制に関する政令 | ○市火災予防条例第4章 | ○各市町村条例 | ○能勢町は消防本部をもたないもので、大阪府が規制事務を担当している。 | | | | |
| 56 | 建築・土地利用 | 開発公園の帰属 | ・3000㎡以上の開発を行う場合は、都市計画法に基づき3%の公園を整備することとなっているが、一部の市では、この公園を条例等で行政に移管することを義務付けている。 ・しかし、移管しても、近隣住民からの苦情等を踏まえて、緑化等を抑えるので公園としての機能が発揮されていない。(大阪市は自主管理公園として運用) | ・住宅の管理組合など継続的に公園管理ができる集合住宅の場合、一定面積以下の公園は自主管理公園として整備すべき。行政の維持管理等のコスト削減にも寄与 | | | | | | ○「都市計画法」に基づく開発許可制度に係る審査基準 | | | |
| 57 | 建築・土地利用 | 集合住宅の採光の算定の仕方 | ・採光の解釈を、窓は廊下と平行の窓のまま、障害物がかわせる角度と、窓の両端からの線と窓の高さで必要採光面積を算出しても可とする | ・採光の解釈を、窓は廊下と平行の窓のまま、障害物がかわせる角度と、窓の両端からの線と窓の高さで必要採光面積を算出しても可とする | 建築基準法施行令第20条 | | | | | | | | |
| 60 | 建築・土地利用 | 高度斜線制限 | 日影規制のあるエリアでは、日影規制自体に加えて、高度斜線制限により、建物のセットバック増による形状の悪化や、建築面積増により、北側近隣地の日照条件が悪化する場合があり、緑化面積確保にも影響する。 | ・日陰規制のあるエリアでは、高度斜線制限を無くすべき | ○都市計画法9条17項 | | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|---------|------------------------|---|--|--|-------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|--|-------------|-----------------------|---|--------------|
| 62 | 建築・土地利用 | 隣地を活用した建て替え事業における譲渡所得税 | ・既存不適格住宅への対応や仮住まい不要の建て替え事業への対応として隣地を取り込んだ事業スキームが考えられるが、同一敷地要件が障害となり、立体建て替え特例が適用外となり、居住されていない買戻し希望者には譲渡所得税が負担となる。 | ・隣地を取り込んだ事業スキームにおける同一敷地要件の緩和。 | | | | | | ○租税特別措置法37条 | | | |
| 63 | 建築・土地利用 | 既存不適格住宅に関する容積緩和 | ・既存不適格住宅の中でも容積オーバーのマンションの建て替えに支障 ※総合設計制度による容積割増では公開空地などの制約が大きく、かつ高層建物となり工期延長による仮住まい期間の延長や高層化による建築コスト増大の負担が弊害となる | ・容積緩和 | ○建築基準法52条、59条の2 | | | | | | | | |
| 64 | 建築・土地利用 | 建築物整備事業における土壌汚染対策 | 土壌汚染対策の地下水モニタリングが2年間とされているのは長期である。 | 期限の緩和 | ○土壌汚染対策法(施行規則別表第六第二項～七項) | | ○大阪府生活環境の保全等に関する条例(施行規則別表第十八の七第二項～七) | | | | | | |
| 65 | 建築・土地利用 | 既存住棟を残した場合の不動産取得税の取扱い | ・建て替え(特に大規模団地)では、仮住まい対策として既存住棟を残すスキームがある。等価交換事業では土地建物を事業者が取得し、事業を実施することになるが、既存住棟は仮住まいとして活用するので取り壊しできずに事業者が不動産取得税の対象となる。 ・その際、3-4年の猶予期間の延長があるが、その基準は1棟100戸以上という規定であり(一団地の概念はない)1棟でも基準を満たさないと課税対象となる | ・当該例において、不動産取得税の課税対象としないこと ・棟毎の規模ではなく、計画全体の戸数で判断すると明記すること | ○地方税法第73条の2第1項 地方税法第73条の24第1項第1号 同附則第10条の2第2項 政令附則第6条の17第2項 | ○取扱通知第5章1・2(6) 同第5章3・22(5) | ○府税条例第42条第1項 | | ○不動産取得税事務処理要領第5・1 地方税法施行令附則第6条の17第2項に規定する「やむを得ない事情があると知事が認めた場合」の取扱いについて(税務室長通達) | | | 「1棟でも基準を満たさないと課税対象となる」とする部分について ⇒基準を満たさない棟の敷地については本則どおり3年以内、基準を満たす棟の敷地については4年以内に完成すれば減額の規定が適用できます。 | |
| 66 | 建築・土地利用 | 駐車場設置率の緩和 | ・建て替え事業の地権者には高齢者が多く、車を要望しないケースがあるが、各行政指導要綱では駐車場設置率100%という行政が多い(大阪市以外の市町村) ・建て替え事業の実態では60~70%で十分。 ・高齢者だけでなく若者も車離れが進み、カーシェアの普及も進む中、100%設置は過剰な指導 ・管理費収入が見込めないほか、機械式駐車場のランニングコスト負担、駐車場設置による建設費アップにもなる。 | ・台数について緩和すること | | | | 建築物における駐車施設の附置等に関する条例 | | | ○大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱 | ○市町村(大阪市を除く)の要綱等 | |
| 70 | 建築・土地利用 | 開発道路の市町村への移管 | ・マンション開発を行った場合、地域内を通る開発道路については拡幅や利用度に応じて市町村に移管されるべきであるが、大阪市は引き取らない。このため私道の扱いとなるが、当然区域内の者も通行するのであり、道路交通法の適用や管理が適切に行き届かない支障がある。 | ・マンション開発を行った場合、地域内を通る開発道路については拡幅や利用度に応じて市町村に移管されるべき | | | | | | | ○ | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|-----|---------|-------------------------------|---|---|--------------------------|------|----------------------|--------|----------|-------|-------|-----------------------|---|
| 97 | 建築・土地利用 | マンション建て替えの同意要件の緩和 | ・マンションの建て替えについては、住民の80%の同意が必要であるため、進んでいない。 | 同意要件を緩和するべきである。国交省で同意要件を50%まで引き下げること検討しているが、早急に進めるべき | ○建物の区分所有等に関する17条、39条、62条 | | | | | | | | |
| 103 | 建築・土地利用 | 用途地域における規制緩和 | 各種用途地域における建築基準についての緩和。例えば一種、二種低層住居エリアにおける住居以外の建物建築など | 各種用途地域における建築基準についての緩和。 | ○都市計画法、建築基準法別表第二 | | | | | | | | 大阪市では、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は指定されていない。 |
| 113 | 建築・土地利用 | 都市計画関連要望 | 新設の幹線道路建設後における沿線都市計画区域の速やかな見直しをお願いしたい | 新設の幹線道路建設後における沿線都市計画区域の速やかな見直しをお願いしたい | | | | | | | | ○幹線道路沿道の用途地域の変更：市町村権限 | |
| 152 | 建築・土地利用 | 地階に自動車車庫等を設ける場合に義務付けられる機械換気設備 | 地階の駐車場に求められる「機械換気設備の換気量25㎡/床面積㎡」または「床面積の1/10以上の自然換気開口面積」の基準を見直すべきであると考えます。 府条例の規定は、地階駐車場について、自動車の排ガス等を排出するために床面積の1/10以上の自然換気開口もしくは居室換気同等の機械換気設備のいずれかを設けることを義務付けています。 | 建築物に付帯する駐車施設の整備は今後も社会的に必要と考えられますが、昨今、ハイブリッド車の普及や排ガス規制等により排ガス排出量が低減されていることから、これらの開口面積や機械換気能力の基準値を見直すべきであると考えます。 | | | ○大阪府建築基準法施行条例第52条第二号 | | | | | | |
| 166 | 建築・土地利用 | 建築物の検査済証発行の際の意見書制度の廃止 | ・建築物等の検査済証を交付するに当たり、大阪市では意見書による関係各課の回答がないと発行されない。 | 大阪市が実施している建築物の検査済証発行の際の意見書制度を廃止されたい。事前協議に対する完成報告と検査済み証の発行は分けて整理すべきであり、1日でも早く検査済証を取得し事業活動を開始したい民間事業者の意向を尊重していただきたい | | | | | | | ○ | | |
| 167 | 建築・土地利用 | 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱の廃止 | ・大阪府福祉のまちづくり条例において福祉整備項目が十分に整備されており、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱は不要。当該事前協議は建築確認申請受付、検査済証取得に影響を及ぼしており、迅速な手続き及び経済活動に影響を及ぼしている | 大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱は不要。 | | | ○大阪府福祉のまちづくり条例 | | | | | ○大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱 | |
| 187 | 建築・土地利用 | 準工業地域における引火性危険物関係の事業所や研究所の扱い | ・昭和38年に大阪市から引火性危険物製造業の許可を得て操業。当時工業地域から、現在は準工業地域。準工業では引火性危険物製造業は不適合建築物の指定を受け、既存の20%以上の増設不可、壊したら再建も不可。製造だけでなく事務所や研究所も同じ扱い。 | 少なくとも製造に関わらない事務所・研究所は通常の建築物の扱いに緩和されたい | ○建築基準法施行令137条の7 | | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|-------|---------|-------------------------|--|--|---|--|------------------|---|------------------|--------------------------------|-----------------------|--------------|--|
| 164-② | 建築・土地利用 | 建築確認申請を行う前の防災計画書の評定 | 平成12年施行の地方分権法による通達の失効により、防災計画書の法的位置づけが無くなってから10年が経過しているが、大阪府内では未だにその作成のを命じている状況である。東京都では早くから廃止しているが、防災計画書作成・評定の取得には事業推進のコスト。スケジュール等に大きく影響する。 | 大阪府内の建築申請に伴う防災計画書の評定を廃止すること | | | ○大阪府内建築行政連絡協議会要綱 | ○大阪府内建築行政連絡協議会要綱 「大阪市における防災計画書の取扱」について | ○大阪府内建築行政連絡協議会要綱 | | | | |
| 1 | 建築・土地利用 | 駐車場設置義務 | 市町村が条例で制定している集合住宅の駐車場設置義務が一律戸数×△%と規定されている場合が多く、集合住宅のニーズに比較して過多。現在都心部では高齢者や単身者が多く、車保有者数が少ない。それにかかわらず、分譲・賃貸の区別なく台数が一律。 | 実数のニーズに応じたきめ細かい台数が必要 | | | | 建築物における駐車施設の附置等に関する条例 | ○駐車場附置義務条例 | | ○大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱 | ○開発要綱 | |
| 4 | 建築・土地利用 | バリアフリー廊下の手すり設置 | 建築基準法では廊下に手すりを付ける場合は、手すり分が廊下幅としてカウントないので、付設する前の廊下の幅が基準値であった場合、手すりを付けられない状況 | 階段の場合は認められるので、階段と同様の措置としてほしい | ○バリアフリー法施行令 ○建築基準法施行令 | バリアフリー法逐条解説2006(建築物)第2版 | ○福祉のまちづくり条例 | | | | ○大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱 | | |
| 5 | 建築・土地利用 | 都市計画法の建築・土木同時着工 | 開発許可を得た開発区域内の土地においては、開発の終了に伴う現地確認が下りないと建築確認申請ができない。着工に非常に多くの時間を要する | 柔軟な運用又は申請は受け付けて確認は開発終了以降に行うなどの措置が取れないか | ○都市計画法 | ○都市計画法37条の運用 | | | | ○都市計画法37条の運用 | ○都市計画法37条の運用 | ○都市計画法37条の運用 | 建築基準法の規則では、開発許可の検査済証の添付をもとめていないので、大阪府では、基本的には、添付を求めているではない。ただし、敷地の状況(例:開発許可による道路に接道する敷地)の場合は法的に必要となることがある。 |
| 6 | 建築・土地利用 | マンション建て替え決議 | マンションの建て替えに必要な住民の決議は4/5であるが、優良建築物の補助申請は全員同意が条件。一団地総合的設計制度で分筆や敷地の縮小を伴う場合は全員同意が条件。 | 全員同意を求めている規定の緩和 | ○建築基準法 86条(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和) 86条の5(一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し) | ○優良建築物等整備事業制度要綱・建物の区分所有等に関する17条、39条、62条 | | | | ※大阪府としての補助事業はなく、独自の補助要綱は定めていない | 制度要綱等廃止済 | | 国が定める優良建築物等整備事業制度要綱においても、全員同意までは求めている。 |
| 2 | 建築・土地利用 | 防火対象物が開口部のない耐火構造の適用について | 防火対象物が開口部の無い耐火構造の床又は壁で区画されているときは、別の防火対象物とみなされていることから、両者をつなぐダクトや管などの設置が認められない。 | 緩和できないか。 | ○消防法、消防法施行令第8条 | ○平成7年3月31日付け消防予第53号通知及び平成19年10月5日付け消防予第344号通知の運用 | | | | | ○国の運用と同じ | ○市町村の判断 | |
| 3 | 建築・土地利用 | 消防法と建築基準法の規程対象物 | 消防法と建築基準法は同じ対象物を規定している場合、基準が相互に異なる場合がある。 | 消防に特化しているものは消防法に委ねるべきではないか | ○消防法・建築基準法(非常用進入口、無窓居室基準) | | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|

公物利用・自治体

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|--------------------|--|---|--|--|---------------------------|------------|--|--|--|--|---|
| 104 | 公物利用・自治体 | 歩道、河川などへの飲食店出店規制緩和 | 歩道や河川の護岸に商業店舗を出店する際の警察協議、河川当局との協議並びに許可申請の緩和 | 警察協議、河川当局の緩和 | ○河川法24条、道路法32条 | ○河川敷地占用許可準則第4章都市及び地域の再生のために利用する施設に関する占用の特例 | | ○大阪市道路占用規則 | | | | | ⇒国土交通省成長戦略に掲げる行政財産の商業的利用の促進の観点から、営業活動を行う事業者等による都市及び地域の再生等に資する河川敷地の利用を実施可能とするため、平成23年3月に河川敷地占用許可準則の一部改正を行ったところであり、既に規制緩和している |
| 111 | 公物利用・自治体 | 道路活用の規制 | 主要道路沿線開発に関する商業立地について、現在の法律では飲食店等サービス業は優先的に立地開業が許されている。 | 統一的な行政指導と都市計画のビジョンを持って整備を進めて頂きたい | | | | | | | | | 大阪市該当なし |
| 133 | 公物利用・自治体 | 地方公営企業の民営化手続き | 民営化する際に、一旦、廃止が必要。事業継承、身分継承できない | 民営化する際に廃止せずに事業継承・身分継承できるようにすること | ○地方公営企業法 | | | | | | | | |
| 127 | 公物利用・自治体 | イベント等による騒音 | ・ごく限られた時間におけるイベントによる騒音であつても届出対象となる。 | ・運用基準の明確化 | | | | | | | | | |
| 134 | 公物利用・自治体 | 公社の破たん手続き | 第三セクター等改革推進債が、今年度末で終了公社を民営化する際に、一旦、解散が必要 | 民営化する際に廃止せずに事業継承・身分継承できるようにすること | ○地方公社に関する各種法律 | | | | | | | | |
| 136 | 公物利用・自治体 | 一部事務組合加入脱退の自由化 | ・一部事務組合がこれを組織する地方公共団体の数を増減(中略)しようとするときは、構成団体の全員同意が必要となっている。 ・脱退については平成24年9月の改正により2年以上の猶予期間をおいて、脱退しようとする地方公共団体の意思のみにより脱退できる。 | ・すべての構成団体の議会の議決を必要とする規程を緩和すべきである。 ・広域連携が活性化する。 | ○地方自治法286条の1、の2の1:一部事務組合の数を増減(中略)しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め | | | | | | | | |
| 109 | 税 | 自動車税減免措置 | 特定の車両に関しての自動車税減免処置の緩和 | 例)電気自動車について自動車税を減免するなど | ○地方税法附則第12条の3 | ○取扱通知第10章第6項 | ○府税条例第65条第4項 府税条例附則第9条 | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|

雇用・労働

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|-----------------|--|---|--------------|---------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 12 | 雇用労働 | 派遣業と請負について | ・派遣と請負との境目の問題。発注企業は、請負労働者へ直接指導ができず、マニュアルで示した業務しかできなくなっているため、技術指導が困難。 ・企業からは生産性を高めようとしたら指導もしたい。責任者に言うだけというのは現実的ではない。 ・裁量による指導のばらつきがある | 請負においても、直接指導を行えるようにすること | ○労働者派遣法 | ○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(37号告示) | | | | | | | |
| 13 | 雇用労働 | 建設業の派遣 | ・建設業については、現在も派遣が認められておらず、請負によるものとなっている。 | 建設業についても派遣を認めてほしい | ○労働者派遣法4条第1項 | | | | | | | | |
| 14 | 雇用労働 | 日雇派遣 | ・日雇い派遣について、原則禁止となったが、1日だけだが100人規模で労働力が必要な時にハローワークで紹介するのは難しい。 | 派遣が持っている労働力の需給調整機能を積極的に評価すべき。 | ○労働者派遣法35条の3 | | | | | | | | |
| 16 | 雇用労働 | ホワイトカラーエグゼンプション | ・ホワイトカラーの業務は多様であり、必ずしもその成果を労働時間で測れるものでないため、一頃ホワイトカラーエグゼンプションが「残業代ゼロ法案」と言われて消えたが、やはりその考え方も必要。 | 一律の労働時間で規制すべきではなく、多様な働き方を支える労働時間制度が必要。 | ○労働基準法32条他 | | | | | | | | |
| 17 | 雇用労働 | 有期雇用契約 | ・有期労働契約を5年継続すると、無期で労働契約ができることとなるが、5年満たないまでに切るという企業もある。基本は当事者(労働者と企業)の意思であり企業ごと状況は異なる。 | 全ての労働者が無期での契約を望んでいるものではなく、企業ごとに方針を定めるべきものであり、法律で一律に定めるべきではない。 | ○労働契約法第18条 | | | | | | | | |
| 18 | 雇用労働 | 合同労組の設立 | ・合同労組は労働者1人でも加入できる。社内に組合員が一人であっても労働組合から団体交渉を求められれば、労働組合法上拒否すれば不当労働行為になるため、企業は応じなければならない。 ・1人との間で話がまとまったからといって他の労働者が納得できるわけでもない。 | せめて従業員の一部割合以上の組合だから団体交渉をせよというものにすべき。 | ○労働組合法7条の2ほか | | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|---------------------|---|---|-------------------------|---|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
| 19 | 雇用労働 | 最低賃金が都道府県一律で定められている | <ul style="list-style-type: none"> 最低賃金について、隣接都道府県間での格差(例:大阪800円、兵庫749円)が拡がっている。 昭和53年に中央での目安が示されたためあまり大きく差が出ないようにしていたが、6年前に生活保護との整合性を取ることが求められた(法律規定)。 生活保護では府県ごとに人口加重平均により算出するため人口集中度の高い大阪では保護水準が高くなる。その結果最賃水準も上げるということになる。 都道府県ごとに一律に定めるということについては合理性が無い。大阪府内であっても大阪市内の企業の支払い能力と、都市から遠隔地の市町村の支払い能力は違う。 | <ul style="list-style-type: none"> 全国あるいは広域で(最低賃金額を)一本化した上で、大都市特例などを設けた方が、現実に即した制度になるのではないか。 | ○最低賃金法9条 | | | | | | | | |
| 20 | 雇用労働 | 労働者への労働条件明示 | <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法における労働者への労働条件の明示について、書面での明示を行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在社会の状況からファックスやメールなど電子媒体を活用することも認めるべきである。例えばテレワークで出勤不要という職種でこれだけは手渡ししなければならないという問題が生じる。 | ○労働基準法15条、同施行規則5条3項 | | | | | | | | |
| 42 | 雇用労働 | 登録型派遣の職種制限 | <ul style="list-style-type: none"> 登録型の派遣の派遣領域で26の職種制限は非常に混乱している。届け出でできる偽装請負会社もしくは特定派遣会社に仕事が細かく分散して流れている。 | <ul style="list-style-type: none"> 職種制限を緩和して派遣先の会社が派遣労働者やいっしょに仕事している人に指導できるようにすべき。 | ○労働者派遣法第40条の2第1項第1号、施行令 | | | | | | | | |
| 43 | 雇用労働 | 30日以内の日雇派遣が禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 実際の職場にはいたるところに30日以内の日雇派遣のニーズはある。学生のみなさん、主婦。雇用される側では小売り流通、イベント、選挙など幅広いニーズがある。 | <ul style="list-style-type: none"> 日雇派遣について緩和すること | ○労働者派遣法35条の3 | | | | | | | | |
| 44 | 雇用労働 | 国際間の人材移転 | <ul style="list-style-type: none"> 国際間の人材紹介の免許は、相手国政府の許可を先に得ないと日本政府が許可を降ろしてくれない。相手側が開発途上国なら、こうした法令整備が整っていない。法整備が無い国に免許くださいといっても無理で、日本が先に出してくれたらと言われるが、それを国にいうと「先には出せません」と単に逃げられているとしか思えない対応 | <ul style="list-style-type: none"> 許可における、相手国免許主義の緩和 | | ○職業安定法第31条第1項の有料職業紹介の許可にかかり、国外にわたる職業紹介の許可 | | | | | | | |
| 45 | 雇用労働 | 高卒新卒者の募集 | <ul style="list-style-type: none"> 高卒新卒者の募集については、学校訪問は原則禁止されており、文書募集(新聞・出版物等による募集)は、ハローワーク経由のみである | <ul style="list-style-type: none"> 学校訪問等の緩和 | 職業安定法26、27条、33条 | | | | | | | | |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|-----|-------|-------------|--|---|-------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
| 180 | 雇用労働 | ハローワークのサービス | ①ハローワークに赴かないと検索できないのは求人機会、就職者機会の喪失。 ②1度に紹介できる人数が5名に限られていて、プリント数も制限。 | ハローワークの求人情報について、どこからもアクセスできるようにすべき | 職業安定法 | | | | | | | | 行政サービス |
| 115 | サービス | 事関連手続き緩和 | 申請書等に対する押印、申請書等に押印が義務の緩和 ※例えば自治体ごとに選択できる制度があればよい | 申請書等に対する押印、申請書等に押印が義務の緩和 ※例えば自治体ごとに選択できる制度があればよい | | | | | | | | | 行政サービス |

| 番号 | 業種・分類 | 項目 | 支障事例 | 提案 | 国の法令 | 国の運用 | 大阪府の条例 | 大阪市の条例 | 大阪市以外の条例 | 大阪府運用 | 大阪市運用 | 大阪市以外市町村の運用 | 備考(事実確認に関して) |
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|
|----|-------|----|------|----|------|------|--------|--------|----------|-------|-------|-------------|--------------|

情報

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|-----------|--|---|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 138 | 情報 | ビッグデータの活用 | ・企業や行政がもつビッグデータを災害時の人の動きの確認や、医療・保健の政策向上において活用できない。 | より厳格なデータ管理の実施を条件に、「個人を特定できる情報を削除する」「(一定の基準を設けて)匿名化を行う」ことで、『個人情報』とされる対象から除外する。 | ○個人情報保護法第十六条一項 | | | | | | | | |
|-----|----|-----------|--|---|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

福祉

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|--|---|----------------------------------|--|---|--|---|--|---------------------|---------------------|--|---|
| 26 | 福祉 | 人的要件を法律上要求しているのに、在籍を問われないという分野がある(規制強化すべき) | ○○の資格を持った人間を置かないといけないとされているが、免状のコピーをつければ、社会保険関係や給与関係の資料を要求しないものもある。例)ヘルパーを2.5人以上置くとしても免状のコピーで済んで裏付けまで不要。悪質な業者が免状の使いまわしをする。管理者やケアプランナーやケアマネは登録なのでネットで検索できるが、常勤専従とされている方については現認できる制度も必要ではないか。 | 常勤専従とされている方については現認できる制度も必要ではないか。 | ○介護保険法施行規則第114条第1項第6号・第12号 | | | | | | | | |
| 93 | 福祉 | 面積基準 | 保育所の設置において、面積基準や他の幼稚園との距離の基準が厳格 | 面積基準や距離の基準を緩和すべき | | ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(設備運営基準)第32条(0~1歳児 乳児室 1.65㎡又はほふく室 3.3㎡、2~5歳 保育室 1.98㎡) | ○大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第45条(0~1歳児 乳児室 1.65㎡又はほふく室 3.3㎡、2~5歳 保育室 1.98㎡) | ○大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条(0歳児5~5歳 保育室 3.3㎡、2~5歳 1.98㎡) | | | | | |
| 107 | 福祉 | 介護事業者許認可手続き緩和 | 新規有料老人ホーム設立に際し手続から承認期間の短縮と緩和 | 新規有料老人ホーム設立に際し手続から承認期間の短縮と緩和 | ○老人福祉法 | | | | | ○大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針 | ○大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針 | | 有料老人ホーム設置は届出制となっている。介護付き有料老人ホームを設置する場合は別途、介護保険法の規定による指定を受ける必要がある。 |
| 137 | 福祉 | 特別養護老人ホームの設置主体 | 特別養護老人ホームの設置は都道府県、市町村、社会福祉法人に限られている。 | 株式会社やNPOにも設置主体となることを可能とするべき | ○老人福祉法20条の8、20条の9 ○介護保険法116条、117条 ○老人福祉法15条 ○介護保険法86条 | | | | | | | | |